

担当課
行革財政課

契約内容	契約件名	館山市総務事務センター運營業務委託
	業務概要	本市各部署で職員等が行っている“定例的・機械的業務”を「総務事務センター」に集約化し、その運営に民間事業者の知識・ノウハウを活用することで事務の効率化・合理化を図る。
	契約金額	金145,971,964円(消費税及び地方消費税を含む)
	契約締結日	平成30年11月21日
	契約期間	平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日
	契約の相手	東京都千代田区外神田2-18-8 株式会社 共立メンテナンス
根拠規定(地方自治法施行令第167条の2第1項各号)	<input type="checkbox"/> 1号 少額随契 <input type="checkbox"/> 工事又は製造の請負 130万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の売払い 30万円以下 <input type="checkbox"/> 財産の買入れ 80万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の貸付け 30万円以下 <input type="checkbox"/> 物件の借入 40万円以下 <input type="checkbox"/> その他のもの 50万円以下	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2号 「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」 不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき	
	<input type="checkbox"/> 3号 「障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子父子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約」	
	<input type="checkbox"/> 4号 「新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ等」 新たな事業分野の開拓事業者が新商品として生産する物品を買入れ若しくは借り入れるとき又は新たな事業分野の開拓事業者から新役務の提供を受けるとき	
	<input type="checkbox"/> 5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき	
	<input type="checkbox"/> 6号 競争入札に付することが不利と認められるとき	
	<input type="checkbox"/> 7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき	
	<input type="checkbox"/> 8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき	
	<input type="checkbox"/> 9号 落札者が契約を締結しないとき	
	随意契約理由	
<p>本事業は、本市で行っている“定例的・機械的業務”を「総務事務センター」に集約化し、効率的に運営することを目的としており、その目的を達成するため、民間事業者の知識・ノウハウを活かしたシフト管理や事務改善の提案を比較・評価する「プロポーザル方式」を採用した。</p> <p>公募により2者から参加申請・企画提案書の提出があり、審査会による審査を行った結果、委託先として最適であると判断された上記事業者に業務を委託するものである。</p> <p>【契約までの経緯】 H30.9.28 公募型プロポーザル実施公告（館山市公告第129号） H30.10.12～26 申請書・応募書類の受付 H30.11.2 プレゼンテーション及びヒアリング審査実施（参加事業者2者）</p>		